

『NPでんき』 需給約款 (高圧：関東)

2023年（令和5年）4月1日実施

Next Power 株式会社

目 次

I 総則	3
1 適用	3
2 需給約款等の変更	3
3 定義	4
4 単位および端数処理	6
5 その他	7
II 契約の申込み	8
6 需給契約の申込み	7
7 需給契約の成立および契約期間	9
8 需要場所	9
9 需給契約の単位	9
10 供給の開始	10
11 供給の単位	10
12 需給契約書の作成	10
III 料金の算定および支払い	11
13 料金	11
14 料金の適用開始の時期	11
15 検針日	11
16 料金の算定期間	11
17 使用電力量の算定	11
18 料金の算定	12
19 日割計算	12
20 料金の支払義務	13
21 料金の支払期日	13
22 料金その他の支払方法	13
23 延滞利息	14
IV 使用および供給	15
24 適正契約の保持	15
25 契約超過金	15
26 力率の保持	15
27 需要場所への立入りによる業務の実施	15
28 電気の使用にともなうお客さまの協力	16

29	供給の停止	16
30	供給停止の解除	16
31	供給停止期間中の料金	17
32	違約金	17
33	供給の中止または使用の制限もしくは中止	17
34	損害賠償の免責	17
35	設備の賠償	18
V	契約の変更および終了	19
36	需給契約の変更	19
37	名義の変更	19
38	需給契約の消滅	19
39	需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算	20
40	解約等	21
41	需給契約消滅後の債権債務関係	22
VI	供給方法, 工事および工事費の負担	23
42	供給方法および工事	23
43	工事費負担金の申受けおよび精算	23
44	工事費等に関する契約書の作成	23
VII	保安	24
45	保安の責任	24
46	保安に対するお客さまの協力	24
VIII	その他	25
47	不可抗力	25
48	反社会的勢力への対応	25
49	反社会的勢力への関与発覚時の措置	26
50	信用情報の共有	26
	附則	27
	別表	28

I 総 則

1 適用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この『NPでんき』需給約款（高圧）（以下「この需給約款」といいます。）によります。

なお、電気料金については当社が別に定める主契約料金表（以下「料金表」といいます。）によります。

- (2) この需給約款は、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域である以下の地域に適用いたします。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島嶼地域を除きます。）、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）

- (3) この需給約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2 需給約款等の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この需給約款および料金表（以下あわせて「需給約款等」といいます。）を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款等によります。

- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この需給約款等を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款等によります。

- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、当社は、変更後の託送約款等または関係する法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この需給約款等を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款等によります。

- (4) (1)、(2)または(3)の場合、当社は、需給約款等の変更前は、需給約款等の変更内容を、変更後は、需給約款等の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付または電子メール

の送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページ等に掲示する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

3 定義

次の言葉は、需給約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契約種別

主契約料金表に定める契約の種別をいいます。

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。

- (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (10) 契約使用期間
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (11) 最大需要電力
託送約款等に定める、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型等計量器により計量される値をいいます。
- (12) 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (13) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (14) ピーク時間
夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表4（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。
- (15) 昼間時間
毎年午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表4（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。
- (16) 夜間時間
ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
- (17) 消費税相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金表に定める料金率および基準単価には消費税等相当額を含みます。
- (18) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
- (19) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (20) スポット市場価格
一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が当社の供給区域のものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

(21) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(22) 加重平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき加重平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から4月20日までの期間、2月21日から5月20日までの期間、3月21日から6月20日までの期間、4月21日から7月20日までの期間、5月21日から8月20日までの期間、6月21日から9月20日までの期間、7月21日から10月20日までの期間、8月21日から11月20日までの期間、9月21日から12月20日までの期間、10月21日から翌年の1月20日までの期間、11月21日から翌年の2月20日までの期間または12月21日から翌年の3月20日までの期間をいいます。

(23) 平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

需給約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 その他

- (1) この需給約款に記載のある事項について、料金表に定めがある場合は、料金表によるものといたします。
- (2) この需給約款および料金表に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款等を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行われる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法およびその他料金表に定める事項

なお，この需給約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について，お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には，お客さまの氏名，住所，支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。また，契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。
- イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
 - ロ 当社が，需給契約の締結に必要な事項のうち，当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について，当該一般送配電事業者等に提供すること。
 - ハ 当該一般送配電事業者等が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
- (4) 需給開始日からの1年間を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められる場合には，需給開始日から1年間に限り，段階的に契約電力を増加できるものといたします。この場合には，あらかじめ電気使用計画書を提出していただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) 当社が必要とする場合は，お客さまが需要場所において電気を使用されること

を証明する書類（登記簿謄本等）を提出していただくことがあります。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約期間満了の1ヶ月前までに契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、原則、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページ等に掲示する方法によりお客さまにお知らせいたします。また、この需給約款等による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、契約締結後交付書面の交付または電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

(1) 当社は、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。なお、1需要場所において、当社があわせて契約をすることを認める契約種別を複数適用する場合は、この限りではありません。

(2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気

の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 需給契約書の作成

当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

13 料金

- (1) 料金は、契約種別ごとに料金表に規定する料金といたします。
- (2) 39（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める料金は、(1)に準ずるものといたします。

14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合で、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用するときを除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

15 検針日

検針日は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針期間または計量期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

17 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるものといたします。）といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合は、原則として、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合は、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (2) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を電磁的方法等によ

りお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受けます。

- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

18 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する託送約款等に定める検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

19 日割計算

- (1) 当社は、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金は、別表3（日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 18（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
- また、18（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
- イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表3（日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。
 - ロ 契約負荷設備の変更等がない場合、協議によって力率を変更するときは、

変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

20 料金の支払義務

お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、検針日といたします。

- (1) 17（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日といたします。
- (2) 22（料金その他の支払方法）(5)の場合は、当該支払期に属する最終月の検針日といたします。
- (3) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、当社が当該一般送配電事業者等から計量の結果を受領した日といたします。

21 料金の支払期日

- (1) お客さまの料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する法令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。
- (2) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(1)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

22 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

ただし、料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合または当社の事情によりイもしくはロによる支払いができない場合等特別の事情がある場合には、ハにより支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが当社の指定する銀行口座へ振り込みによって支払う方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、振込手数料はお客さまの負担となります。

ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払わ

れる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金が当社の指定する銀行口座に振り込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

23 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

IV 使用および供給

24 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

25 契約超過金

- (1) 料金表の定めにより協議によって契約電力を定めるお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に主契約料金表に定める基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

26 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 技術上必要がある場合には、託送約款等に定めるところにより、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
なお、この場合の当該需要場所の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

27 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
イ 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
ロ その他この需給約款および料金表によって、需給契約の成立、変更または

終了等に必要な業務

- (2) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

28 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に連系して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたいがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

29 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。

- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適切な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

30 供給停止の解除

29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由

となった事実を解消したときは、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

31 供給停止期間中の料金

29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を19（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

32 違約金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備または契約受電設備以外の受電設備によって電気を使用された場合

ハ 動力（付帯電灯を含みます。）のみを使用する需要で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合

(2) (1)の免れた金額は、この需給約款および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

33 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。なお、この場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

34 損害賠償の免責

(1) 10（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または38（需給契約の消滅）によって需給契約が消滅した場合もしくは40（解約等）によって需給契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

35 設備の賠償

- (1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

36 需給契約の変更

- (1) お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1) の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電子メールの送信もしくは電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。
なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

37 名義の変更

新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、新たなお客様は名義変更の手続きにより電気を使用することができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電磁的方法、口頭、電話等により申し出ていただきます。

38 需給契約の消滅

- (1) お客様が電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
当該一般送配電事業者等は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。
なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。
また、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客様については、廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。ただし、特別の事情がある場合で、当社がお客様の廃止通知を廃止期日の3月前以降に受けたときは、お客様と当社との協議によって廃止期日を定めます。
- (2) 需給契約は、次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 需給契約は契約期間満了日をもって消滅するものといたします。この場合には、当社は、契約期間満了日の翌日を需給契約の消滅日といたします。
 - ロ 40（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

- ハ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- ニ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- ホ お客さまが当社に廃止通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

39 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) 料金の精算

- イ お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合（以下「臨時的使用」といいます。）には、当社は、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、その臨時的使用にかかる期間（お客さまが現に締結されている契約以前における契約の使用期間を含む臨時的使用の通算期間をいいます。）における基本料金および電力量料金の合計（燃料費等調整額および精算対象が臨時的使用にかかる期間以外の精算金を除き、かつ、特約割引によって算定された割引額を差し引きます。ただし、精算対象が臨時的使用にかかる期間の精算金を臨時的使用にかかる期間以外の料金で精算する場合の精算金を含みます。）を、減少契約電力と残余契約電力の比であん分してえた減少契約電力分の該当料金の20パーセントに相当する金額を申し受けます。
- ロ イに該当する場合で、お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備を1年以上利用された部分または引き続き利用しようとしてされ、その結果、1年以上利用されることとなった部分があるときは、その部分について託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金（予備契約料金表の予備電力の適用を受けるお客さまについては、該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の20パーセントに相当する金額を申し受けないものといたします。

なお、当社が必要とする場合は、料金の精算に関する契約書を作成することがあります。
- ハ 主契約料金表の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまについては、契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合とは、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電

設備の総容量を増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが協議によって契約電力を減少しようとする場合といたします。

(2) 工事費の精算

当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

(3) (1)において、減少契約電力は、減少される日の前日までの期間の契約電力から減少される日の契約電力を差し引いたものとし、残余契約電力は、減少される日の契約電力といたします。ただし、お客さまが契約電力を新たに設定された後1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合を除き、減少される日の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を減少される日の契約電力とみなします。

なお、主契約料金表の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまについては、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、協議によって契約電力を減少しようとする日といたします。また、減少される日の契約電力は、減少される日を含む1月の減少される日以降の契約電力といたします。

40 解約等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

イ お客さまが29（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。

ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ニ この需給約款および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この需給約款または料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(2) お客さまがその他この需給約款等に反した場合には、当社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。

(3) (1)および(2)の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

41 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法、工事および工事費の負担

42 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

43 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から、工事完成后、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等がその設備を無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

44 工事費等に関する契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、工事費負担金契約書を作成いたします。

VII 保安

45 保安の責任

託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について，保安の責任を負います。

46 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には，当該一般送配電事業者等は，ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが，当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは，その期間について，当該一般送配電事業者等は，(1)に準じて，適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが，当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当該一般送配電事業者等は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は，必要に応じて，供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行います。

VIII その他

47 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

当社は、以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないことといたします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ その他、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約できることといたします。

ロ 解約に伴う損害について、お客さま、当社共に賠償責任を負わないことといたします。

48 反社会的勢力への対応

お客さまは、お客さま、お客さまの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「お客さまの代表者等」といいます。）またはお客さまのその他職員が過去5年以内、現在および将来にわたって次の各号に該当しないことを確約していただきます。

(1) お客さま、お客さまの代表者等またはお客さまのその他職員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であること。

(2) お客さまの経営に、反社会的勢力が実質的に関与していること。

(3) お客さま、お客さまの代表者等またはお客さまのその他職員が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社の責任者（当社または当社グループ会社もしくは主要取引先の役員・従業員等をいいます。）に対し、次のいずれかに該当する行為を行うこと。

イ 自らが、反社会的勢力もしくは反社会的勢力と密接な間柄にある者である旨を伝え、またはその旨を示唆する行為

ロ 身体・財産への暴力の行使、平穏な環境の破壊等の暴力的行為

ハ 暴力的行為を予告し、または脅迫的言辞を用いて、何某かの対応を要求する行為

ニ 法的責任をこえた対応を不当に要求する行為

ホ 当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為

ヘ 風説や偽計、その他詐術を用いて当社の業務を妨害し、または妨害する虞のある行為

(4) お客様、お客様の代表者等またはお客様のその他職員について次のいずれかに該当する可能性があること。

イ 反社会的勢力を利用・使用し、または反社会的勢力と知りながら取引を行っている

ロ 反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与する等の関与をしている

ハ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している

49 反社会的勢力への関与発覚時の措置

(1) お客様、お客様の代表者等またはお客様のその他職員が、48（反社会的勢力への対応）のいずれかに該当する場合、当社は何らの催告をしないで、電需給契約を解除することができます。

(2) 本条の定めにより、当社が本契約を解除した場合、お客様、お客様の代表者等またはお客様のその他職員に損害が生じたとしても、当社は、その損害・補償その他一切の措置を講じることを要しません。

50 信用情報の共有

当社は、お客様が40（解約等）(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

附 則

1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量または最大需要電力等は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量または最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失修正率によって修正したものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月分の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月分の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施工令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 加重平均市場価格

1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに次の算定によって算定された値といたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 64,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準燃料単価}}{1000} \\ + (\text{加重平均市場価格} - 17 \text{ 円 } 44 \text{ 銭}) \times \text{(3)の基準市場単価}$$

ニ 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対応する燃料費調整等単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 30 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 1 月分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	その年の 2 月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	その年の 3 月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 翌年の 2 月 20 日までの期間	その年の 4 月分の料金に係る計量期間等

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	毎年12月21日から翌年の3月20日までの期間	その年の5月分の料金に係る計量期間等
---	-------------------------	--------------------

(ロ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間 および各加重平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用 期間は、(イ)にかかわらず、次のとおりといたします

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年1月21日から4月20日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年2月21日から5月20日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年3月21日から6月20日までの期間	その年の8月1日から8月30日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年4月21日から7月20日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月30日までの期間	毎年5月21日から8月20日までの期間	その年の10月1日から10月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年6月21日から9月20日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年7月21日から10月20日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	毎年8月21日から11月20日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	毎年9月21日から12月20日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年10月1日から12月31日までの期間	毎年10月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	毎年11月21日から翌年の2月20日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	毎年12月21日から翌年の3月20日までの期間	翌年の5月1日から5月31日までの期間

月 29 日までの期間)		
--------------	--	--

ホ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費等調整額単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	15 銭 0 厘
------------	-------------	----------

(3) 基準市場単価

基準市場単価は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	33 銭 7 厘
------------	-------------	----------

(4) 燃料費等調整単価等の通知

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、(1)ロの各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに(1)ハによって算定された燃料費等調整単価をお客さまにお知らせいたします。

3 日割計算の基本算式

(1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(2) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 電気需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 供給停止期間中の料金日割計算を行う場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給

を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

4 休日等

この需給約款において，休日等とは，次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日